

議案第4号

富津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

富津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙
のとおり制定する。

平成26年8月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条により児童福祉法が一部改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が条例に委任されたことに伴い、条例を制定するものである。

富津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法に定めるところによる。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の8の2第1項の規定により定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。